

新潟県柏崎市雇用調整助成金つなぎ資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営安定に支障を生じている中小企業者等を支援するため、別表に掲げるつなぎ資金（以下「当該融資」という。）の貸付けを受けた者に対し、予算の範囲内で当該融資に係る利子について利子補給金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 利子補給金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する当該融資の貸付けを受けた者とする。

- (1) 当該融資の償還を完了していること。
- (2) 市内に本社又は事業所を有していること。
- (3) 市税を完納していること。

(利子補給金の額)

第3条 利子補給金の額は、当該融資の償還が完了するまでの間に支払った利子額（償還の遅延に係る利子支払額を除く。）とする。

(利子補給金の交付申請及び実績報告)

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、当該融資の償還が完了した日から3か月以内に柏崎市雇用調整助成金つなぎ資金利子補給金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 支払利息証明書
- (2) 振込先口座の通帳の写し
- (3) 市税完納証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(利子補給金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行い、交付する場合には柏崎市雇用調整助成金つなぎ資金利子補給金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合には柏崎市雇用調整助成金

つなぎ資金利子補給金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（交付の時期）

第6条 この利子補給金の交付は、前条の決定をした日から起算して7日以内の日とする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、利子補給金の支払については、令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

別表（第1条関係）

金融機関名	資金名
柏崎信用金庫	雇用調整助成金つなぎ資金